

万7千余人)として正当である」との論である。しかも加害・被害両者、及び国民の人権について議論するものかと思いきや、加害者の人権擁護のみであり、被害者の人権は論外であった。これでは、独善的、独裁的行為で、社会常識から大きく外れている。

また、『『刑罰制度の改革』と『犯罪被害者・遺族の支援』とは別個の問題である」と彼らは言う。

被害者は、平凡に日々を送っていても、ある日突然命を奪われるのである。被害者・被害者遺族の心情を察するに難くはない。誰しも無念と強い怒りを覚え、それは誰しもが抱く感情で異常なものではない。この感情を法の下で、加害者と平等公正に扱われてこそ、被害者の無念と怒りは鎮まるのである。そうして被害者は、内なる被害の心を受け止めて、外からの支援を受け入れる「心の準備」が生じるのである。すなわち鎮魂無くして、被害者支援は成り立たないのである。こうした心理動態も分からずして『『刑罰制度の改革』と『犯罪被害者・遺族の支援』とは別個の問題である」

と日弁連は良識者ぶって言う。これは「死刑制度を廃止して被害者の心を打ち砕き、札束で頬を叩く」ことである。被害者の自尊心を大きく傷つけ、二次被害を与えるだけである。これで「社会生活上の医師」と自惚れているのだから驚くほかはない。

開業医には内科・外科・産婦人科など、最低限の専門分野が分かるように表記してある。国民は、症状によって受診する医者を選ぶことができる。片や、日本の弁護士看板には、何故、専門分野が表記されていないのか？ これでは、国民はどの弁護士に依頼していいのか見当がつかない。特に「死刑廃止論者」か「死刑存置論者」かを、弁護士は明記するべきである。さもなければ、死刑を望む被害者が、死刑廃止論者の弁護士に弁護を依頼する場合もあり、利益相反が生じる。つまり「男性が婦人科を受診する」ような奇妙な齟齬を生じる。これは国民や被害者にとって切実な問題である。この現状を広く国民の皆さんに知ってもらいたい。

会員の声

日弁連定期総会を傍聴して

糸賀 美恵

今回、第68回日弁連定期総会を傍聴させていただきました。

私は15年前に殺人事件で息子を亡くした遺族です。当時の裁判は、被害者参加制度もなく、生きている被告人と死んでしまった息子を天秤にかけたら、被告人の人権の方が重く思わせるかのようなものでした。私たち遺族は極刑を望んでいましたが、たった12年の懲役刑でした。被害者がたとえひとりでも、罪なき人の命を奪ったのだから、命で償ってほしいと思っていたので無念でした。

人を殺めた者は自分の命が奪われる恐怖と向き合って初めて反省し、贖罪、償いの気持ちが芽生えるのではないかと思います。もしも、死刑制度が廃止になったなら、加害者の反省の機会を奪い取ってしまうことになります。それこそ人権侵害に当たるのでないでしょうか。こんなに犯罪者に甘い国では、減少傾向にあると言われている凶悪犯罪を再び増加させることにならないのか心配です。

数年前に、日弁連の死刑廃止の集会に参加しました。講演者のひとり、3人の殺人罪で死刑判決を受けた加害者の母親のことを引き合いに出して、年老いた母親が後に残されて可哀相だと同情していました。しかし、この事件によって、両親や兄弟等の多くの被害者遺族がずっと苦しみながら生きているのです。被害者側の苦しみには目を向けず、死刑制度廃止に向けて活動する日弁連には一国民として不信感を抱きました。

こうした日弁連の死刑制度廃止に向けた活動には何度も傷口をえぐられる思いです。国民の80%以上が死刑制度の存置を望んでいるのに、日弁連は国民を裏切ることをしているのです。強制加入である日弁連の弁護士3万人以上のうち何人が、死刑制度廃止を望んでいるのか、一人ひとりに問うてみたいと思いました。